

泉大津市と大阪観光大学との包括連携に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と大阪観光大学（以下「乙」という。）は、国際色豊かな若い世代の多様な文化的理解や現場での実践力を活かし、官学連携による“地域課題の解決”及び地域活性化に寄与することを目的とし、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が包括的な連携のもと、甲乙それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域資源を活用した観光振興に関すること
- (2) 教育及び国際人材の育成に関すること
- (3) 関係人口・交流人口の創出に関すること
- (4) 泉州地域の活性化に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲と乙は必要に応じ協議を行い、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

3 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は、本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）11月14日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長
南出 賢一

乙 大阪府泉南郡熊取町大久保南5-3-1
大阪観光大学
学長

山田 良治